

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成 26 年 9 月 8 日（月） 15：40～15：50

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

#### <関係省庁>

日下部 英紀 内閣府政策統括官（経済社会システム）付  
参事官（市民活動促進担当）

佐藤 茂宗 内閣府政策統括官（経済社会システム）付  
参事官補佐（市民活動促進担当）

#### <事務局>

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 NPO 法人設立認証申請の迅速化

3 閉会

---

○宇野参事官 それでは時間も参りましたので、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開始したいと思います。

今回、8 月末に提案募集を締め切りまして、全体で 206 件の提案が出てまいっております。その中の一つで NPO の設立にあたっての手續の簡素化が提案として出てまいりまして、それに対する考え方を内閣府政策統括官経済社会システム担当付の方からご説明いただくとして、本日は日下部参事官、それから佐藤参事官補佐においでいただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。

なお、このワーキンググループは基本的に公開を原則にしておりますが、本日の御議論、資料は公開することよろしいでしょうか。では公開で進めさせていただきたいと思えます。座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくございましてどうもありがとうございます。それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○日下部参事官 それでは、仙台市の提案に対しての我々の考えを述べさせていただきます。このNPO法人ですけれども、特定非営利活動法と正式には言いませんけれども、略称NPO法人と呼んでいますけれども、認証までの期間と言いますのは特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法ですけれども、申請の受理から2か月間は縦覧しなければならない。その縦覧期間後2か月間以内に、今度は認証または不認証の決定ということで、設立認証の審査をしなければいけないということで、合計4か月以内に基本的にはマルかバツか決めなければいけないという法律になっているところがございます。

仙台市の提案は、我々の理解したところによれば、NPO法人の設立を促進すべく、設立までの手続の期間を短縮したいと。具体的には、縦覧期間が今2か月となっていますけれども、これを省略したい。あわせて、申請があったことの公告も廃止したいというものと理解しているところがございます。

現行のNPO法ですけれども、NPO法自身は色々な経緯があって出来たということもありまして、市民による緩やかな監視が基本的な考え方になっておりまして、また議員立法で成立したというものであります。

縦覧期間については色々当初は議論があったところがございます、完全に省略することについては我々としてはいかがなものかと思っているところがございます。縦覧期間を認めているのは、実質的な準則主義を担保するためということで、準則主義の代わりに縦覧期間がある。いわゆる要件さえそろっていれば設立を認めるというのが準則主義で、実質的な準則主義と縦覧期間はセットだというのがこの法律の根幹であると考えているところであります。

縦覧期間の長さについても法律が出来たときに、元々の提案は1か月だったのですけれども、それが国会の議論の中で2か月になったという経緯もあると聞いております。1998年にできた法律ですが、その当時のことでございます。

一方、仙台市については、現状を我々もちょっと色々聞いてみたところ、2か月間の縦覧期間中は何をしているかと聞いたら、その間も一応審査を始めている、ということでもございました。その期間も含めて合計で3か月、縦覧期間2か月、その後1か月の審査を行って、認証までに平均3か月かかるというのが実態だと聞いています。審査を迅速化して短くするということもあり得るにしても、あまり短くし過ぎるというのはちょっと難しいということで、2か月以上審査を短縮するのは難しいかなというような感触を聞いております。申請受理から認証決定までは少なくとも、その間縦覧しようがしまいが2か月くらいはかかるというのが仙台市の現状ということで、我々は聞いております。

以上を踏まえますと、縦覧期間を完全に省略する、ということは現行法の根幹にかかわるので、いかがなものかと思っております、完全に省略するのではなくて、例えば現行2か月ですけれども、これを2週間にするなど短縮というのはありうると思っております。世の中、縦覧期間がどれくらいの期間でやっているか、もちろん2か月というものも世の中にあるんですけれども、2週間という例も、縦覧という制度そのものについては別の制

度ですけれどもあります。したがって、2か月を2週間というのも一つの考えとしてはあるのではないかなど。申請から認証決定までの期間が制度上は縦覧2か月、申請2か月、合計4か月ということですが、それが縦覧2週間、審査2か月ということで、2か月半になる、ということで4割くらいの時間が不要になる。また所轄庁の事務処理も当然迅速化すると我々思うんですけれども、迅速化すれば、縦覧2週間に審査1か月半で合計2か月で認証か不認証か決めるということもできるのではないかと考えています。そうすれば、仙台市の提案に十分沿う形になるのではないかと考えています。

なお、公告については、縦覧とセットでございますので、基本的に2週間であろうと縦覧を維持するのであれば、公告も維持するということになります。

また、NPO法そのものは議員立法で制定されているということでございますので、仙台市だけではなくて、もし全体という話になれば、また議員立法で改正していかなければいけないということでございます。法改正の施行3年後を目途に見直し、と言われておりますので、今度、来年の4月くらいの通常国会辺りで見直すということが法律の附則で今書かれていますので、いずれにせよ、そこら辺の議論というものは国会での議論になると思います。それは仙台市だけではなく、全体の話です。NPO法は、3年前に大きな改正があったもので、その3年後見直しというのは来年の4月と言われておりますけれども、認証期間を短くするというような要望はあることはあります。したがって、全体でという話になれば、そのときに国会で議論していくという形にはなると思いますけれども、とりあえず仙台市を特区で先行という形であれば、縦覧廃止は根幹にかかわる話ですので、縦覧期間の短縮であれば十分ありえるのではないかなど考えております。以上でございます。

○八田座長 非常に前向きな御回答どうもありがとうございました。わたくしどももヒアリングしたときに、廃止ということはないでしょう。もし廃止するのであれば、そのあとで縦覧をきちんとやって取り消しという仕組みが必要なのではないですかということをお願いするくらいですので、他のワーキンググループのメンバーも、今おっしゃっていただいたことは非常にリーズナブルだと思っております。それから、全体で変えるという道もあるということですが、やはり特区で先事例を作って、そして来年から審議されるときに、むしろ先例があった方が役に立つのではないかとと思っておりますので、是非とも特区で先行させていただきたいと思っております。

○日下部参事官 おそらく、仮にこのまま戦略特区法案が通れば来年度あたりから施行されるのではないかとと思いますが、NPO法改正は来年4月くらいから国会で議論して、おそらく早ければ来年の通常国会中に通ると思います。そのときに議員の方々がどういうふうに対応されるかは分かりませんが、先行といえ一部は先行ですが、ただ仙台市がやってみてどうなのかということまでの検証は難しいかと思っておりますけれども、仙台市だけ先行するという形にはなります。

○八田座長 あとは事務局からは何かありますか。

○宇野参事官 これは法律改正になるという理解でよろしいですか。特区法でNPO法の特

例を法律上設けるという理解で。

○日下部参事官 法律上設けないとできないことです。

○八田座長 では、本当にどうもありがとうございました。